

## 敬老記念品贈呈に関する取扱要領

大矢船自治会の老人福祉活動の一環として、敬老の日を記念して会員に対し長寿を祝福し、感謝と敬意を表するため、敬老記念品を贈呈する。

本要領は、その取扱いについて定めたものである。

### 1. 適用範囲（対象者）

本会規約第3章第4条に定める会員（区域内に居住する）で下記年齢（満年齢）の高齢者に対し適用する。対象は80歳（傘寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）。

### 2. 担当部門

敬老記念品贈呈に関する当自治会の担当部門は、企画広報部とする。

### 3. 対象者調査

(1) 企画広報部は、敬老の日の1ヶ月前に、「敬老記念品贈呈対象者調査」に関する回覧（別添-1）を各会員に回覧し、該当者の調査を実施する。

(2) 企画広報部は、班長へ担当街区内の該当者を取りまとめ、調査表をまとめ対象者を選定する。

### 4. 記念品の選定

(1) 記念品は一人当たり上限2,000円相当の金券を選定する。

(2) 記念品は封筒へ「大矢船自治会 敬老祝い記念品」と表記する。

### 5. 記念品の贈呈

記念品は、企画広報部員が行い、受領の際は必ず対象者へ受領サインをもらうこととする。

### 6. 予算措置

企画広報部は、記念品代の概算予算（推定該当人員×一人当たり記念品代）を事業費として計上する。

### 7. 附 則

(1) 本要領は、従来敬老記念品に関する規程がないため、慣例に従い企画広報部の申し送り事項として実施してきたが、統一化を図るため標準化したものである。

(2) 本要領は、本役員会で審議決定し、令和4年1月30日発効とする。

(3) 本要領の改訂は、総会で決定する。又、その改訂履歴は、本要領末尾に注記するものとする。

別添 1

令和〇〇年 8 月吉日

大矢船自治会 会員各位

大矢船自治会 企画広報部

## 敬老祝い記念品に関する案内

残暑厳しい日が続きますが、自治会会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素より自治会活動にご協力頂きまして誠にありがとうございます。さて、自治会では敬老記念品贈呈に関する要領に基づき敬老を迎えられる会員の皆様に敬老祝い記念品を贈呈します。下記要領をご確認の上ご申請ください。

### 記

#### 1. 令和〇〇年敬老記念品申請対象者

満 8 0 歳（傘寿）昭和〇〇年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日生まれ

満 8 8 歳（米寿）昭和〇〇年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日生まれ

満 9 9 歳（白寿）大正〇〇年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日生まれ

#### 2. 敬老記念品の受け渡し

贈呈は令和〇〇年 9 月〇〇日以降に企画広報部員がご自宅までお届けします。

受け取りの際には生年月日を証明できるものをご提示ください。

以 上

--

班

ふりがな		誕生年	年
お名前			
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		
ふりがな			
お名前		誕生年	年
ご住所	大矢船		

注 頂いた情報は敬老祝い記念品以外には使用しません。